

## 岩手県まちづくりアドバイザー運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県まちづくりアドバイザー設置要綱第9条の規定に基づき、岩手県まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣申請)

第2 アドバイザーの派遣を希望する者は、まちづくりアドバイザー派遣申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(派遣依頼)

第3 知事は、第2の規定に基づく申請があった場合において、アドバイザーの派遣が必要と認めるときは、派遣するアドバイザーを決定し、まちづくりアドバイザー派遣依頼書（様式第2号）により当該アドバイザーに業務を依頼するものとする。

(派遣通知)

第4 知事は、アドバイザーの派遣を決定したときは、まちづくりアドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5 アドバイザーの派遣を受けた者は、アドバイザーの業務終了後速やかに、まちづくりアドバイザー派遣実績報告書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(アドバイザー会議)

第6 県が行う公共事業について、第2の規定に基づく申請があった場合において、知事がまちづくりアドバイザー会議の開催を必要と認めるときは、アドバイザー10人以内で構成するまちづくりアドバイザー会議を開催するものとする。

2 知事は、まちづくりアドバイザー会議を開催しようとするときは、案件ごとにチーフアドバイザーを決定し、当該チーフアドバイザーと協議し、まちづくりアドバイザー会議の構成員を決定するものとする。

3 知事は、まちづくりアドバイザー会議の構成員を決定したときは、まちづくりアドバイザー会議出席依頼書（様式第5号）により当該アドバイザーに依頼するとともに、まちづくりアドバイザー会議開催通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

4 チーフアドバイザーは、まちづくりアドバイザー会議においてアドバイザーの助言を取りまとめるものとする。

(県に対する助言)

第7 知事は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号。）に基づく届出指導等についてアドバイザーの助言を求めようとするときは、まちづくりアドバイザー助言依頼書（様式第7号）によりアドバイザーに依頼するものとする。

(申請書類等の経由)

第8条 住民、NPO、事業者等が提出する第2の申請書及び第5の報告書はまちづくり活動の場所を所管する広域振興局土木部長又は広域振興局土木部土木センター所長を経由するものとする。

2 市町村が提出する第2の申請書及び第5の報告書は所轄の広域振興局土木部長又は広域振興局土木部土木センター所長を経由するものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月21日から施行する。